

## Q&A

Q 60歳前ですが入会できますか？

A 入会資格は、原則60歳からです。

なお、入会される事業年度内（3月まで）に60歳を迎えられる場合は入会が可能です。

ただし、失業保険を受給中の方は入会できません。

Q 入会する時期は限定されていますか？

A 入会説明会は、毎月2回（第2火曜日：13：30～、第3木曜日：10：00～）開催しています。

その都度、入会する機会があります。お気軽にご参加ください。

Q 入会資格はありますか？

A 会員になるため特別な資格は、一切ありません。

草刈り、剪定、清掃の各業務については、シルバー人材センターで講習会（その業種のプロやベテラン会員が講師）を行っており、その後も作業現場では先輩会員が親切に指導してくれますので、未経験の方でも大丈夫です。

Q シルバー人材センターで、何か資格が得られるのでしょうか？

A 資格を取得する特典はありません。

ただし、草刈り、剪定、清掃の各業務については、講習会を行っておりますので、スキルアップは出来ます。

Q シルバー人材センターの業務は基本的に、会員が請負をするということで、草刈り、剪定、清掃等の道具は個人で準備しなければならないと聞きますが、続けられるかどうか分からないため、道具を直ぐに購入するのは不安ですが？

A 特に道具が必要となる草刈り、剪定業務については、3ヶ月間道具の貸出制度を設けています。

その間に自分にあった作業かどうかを判断して、各自で道具を購入してください。

Q 会員になれば必ず仕事につけますか？

A 当センターへの入会時に、ご希望の職種を登録していただくことになっています。ただし現在、お客様からのご依頼は、圧倒的に、草刈り、植木剪定業務が多いため、これらの業務の提供は比較的早くできますが、その他の業務はご依頼の状況等により、ご希望の仕事は必ずあるとはかぎりません。

Q 月の収入はいくらぐらいになりますか？

A 個人差、業務の種類等によって異なります。

Q 仕事中に万が一ケガなどをした場合の保険関係は？

A 請負・委任の場合は、「シルバー保険」で対応します。

シルバー保険には次の2種類があります。

〈団体傷害保険〉会員が就業中または通常経路での就業場所までの往復途上での事故で、身体に傷害を受けた場合に、規定により保険金が支払われます。

〈賠償責任保険〉就業中、他人に傷害を負わせたり、他人の財産を損壊するなど誤って第三者に損害を与えた場合に、規定により損害賠償金が支払われます。

ただし、免責額として1万円自己負担となります。

また、保険とは別に、熱中症と医師に判断された場合は、見舞金が支払われる制度にも加入しています。

※派遣の場合は、派遣元であるセンターに雇用された労働者として働くため、労災保険の適用が受けられます。

Q シルバー人材センターで収入を得ると、税金等はどのようになりますか？

A 会員の身分は個人事業主です。収入は「配分金」といい、賃金ではないので、厚生年金や国民年金が減額されることはありません。

また、配分金は所得税法上「雑所得」とみなされ、一定額を超えた場合には、課税対象収入になり、確定申告が必要となります。

詳しくは、税務署等でご確認ください。

Q シルバー人材センター会員としての特典はありますか？

A 指定宿泊施設の割引特典などがあります。

詳しくは、公益財団法人全国シルバー人材センターホームページ掲載の「指定宿泊施設」をご覧ください。

Q 会員の親睦事業はありますか？

A 年に1回（現在は2月に実施）、日帰りのバス旅行を実施しています。  
定員は40名で、好評により直ぐに申込みがいっぱいになります。  
行先等詳細については、会員にご案内します。

※その他疑問・質問がございましたら、当センター事務局にご連絡ください。